

公募要領

1. 事業名

Sport Complex for Tomorrow 整備事業に係る施設運営計画資料作成及び事業開始に向けた実行支援業務

2. 事業の趣旨

筑波大学（以下「本学」という。）では大学債の発行に伴う事業のひとつとして Sport Complex for Tomorrow（以下「Sport Complex」という。）整備事業を計画している。

本業務は、Sport Complex 整備に関する設計業務（別途公募済）と連携して、整備後の施設に関する持続可能な運営計画を作成することを目的とする。

3. 事業の内容

仕様書のとおり

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争に参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の（1）～（9）までの参加資格要件を全て満たす単体企業とする。

- （1）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- （3）国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかに於いて令和5年度に、関東・甲信越地域の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること。
- （4）契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （5）施設の整備運営に関して以下実績要件①、②及び③を共に有すること。

なお、実績は、平成26年（2014）年4月1日以降に受託したもので、現時点で業務が完了しているものに限る。関連企業（本項（9）参照）の実績、再委託の実績は含まないため、注意すること。

<実績要件>

- ①国、独立行政法人、特殊法人等（国が資本金の2分の1以上を支出する法人含む）又は地方公共団体発注による支出計画策定を含む施設整備運営に関する検討支援に関する業務の受託実績を有すること。
- ②スポーツ施設の運営計画を含む事業収支計画検討業務の受託実績を有すること。
- ③スポーツ施設の設計、施工段階における発注者支援業務の実績を有すること。
- （6）上記（5）に示す業務実績を有する者を本業務の担当者として配置すること。

- (7) 国土交通大臣の免許を受けた一級建築士が所属していること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 参加等に関する制限として、以下を承諾できること。

本業務の受注者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社等と子会社等の関係にある者及び親会社等を同じくする子会社等同一にある者、又は、一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を兼ねている者）は、今後発注する本事業に関連する設計業務及び工事監理業務の受注者、工事の請負者となることはできない。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 仕様書の交付並びに企画提案書の提出方法等

(1) 仕様書の交付並びに企画提案書の提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課（担当：武石）
TEL：029-853-2171 FAX：029-853-2332
E-mail：takeishi.yuji.ft@un.tsukuba.ac.jp

(2) 説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(3) 質問事項の受付・回答

〒305-8574 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学体育スポーツ局（担当：木村 篤史）
TEL：029-853-5779 E-mail：kimura.atsushi.gm@un.tsukuba.ac.jp
受付期限：令和5年11月8日 12時00分まで
質問への回答は令和5年11月8日 17時00分までに行う。
質問はE-mailで受付・回答を行うので、件名は次のとおりとすること。

【質問】Sport Complex for Tomorrow 整備事業に係る施設運営計画資料作成業務

(4) 企画提案書の提出方法

下記の資料を企画提案書として持参又は郵送等により提出すること。なお、郵送等の場合は、配達証明又は到着日時の記録が残るものを使用すること。

企画提案申請書（別紙様式参照）・・・・・・・・・・・・・・・・正1部、写7部

以下の資料を添付すること

- ・令和5年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
- ・会社概要（会社定款、最新の営業報告書又はこれらに相当するもの）
- ・公募要領4.（5）に示す実績を有することを証明する契約実績一覧表（合計10件以内とし、

公募要領に示す条件を満たすことがわかるよう契約の件名、契約期間、業務概要等（可能な相手方、契約金額も）を記載すること。）

- ・企画提案書（提案内容は仕様書を基に提案すること）
- ・実施体制図（人員の配置を含む）
- ・工程表（契約終了予定日の提案を含む）
- ・一級建築士を有しているものが所属していることを証明する書類
- ・概算見積書（積算内訳を含む）
- ・審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(5) 企画提案書の作成方法等

- ① 用紙の大きさはA4 縦、横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じA4 横又はA3 版の折り込みも可とする。
- ② 書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ③ 書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ④ 企画提案の内容については、他の企画・提案からの引用及び転載等を禁止する。

(6) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和5年11月10日 15時00分（必着）

提出先：上記6（1）に示す場所。

(7) 企画提案書の無効

- ① 企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
- ② 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ③ 提出期限までに提出されなかった企画提案書
- ④ 仕様書で要求した本件業務の要求要件を満たしていない企画提案書

7. 事業規模及び採択数

事業規模（予算額）：2,500万円（消費税及び地方消費税を含む。積算する際の目安とすること。）

採択数：1件

8. ヒアリングの実施について

提出された一部または全部の企画提案書に対するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程は対象者に別途通知する。

9. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために優れた企画提案書を提出した応募者のうち、上位2者を契約予定者として選定し、最上位者を優先交渉権者、それ以外を次点交渉権者とする。なお、審査

- 会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。
- (2) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知するものとし、是の場合は交渉順位も通知する。
 - (3) 契約書の作成の要否
要
 - (4) 選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

10. スケジュール

- ①公募期間：令和5年10月24日 ～ 令和5年11月8日
- ②質問等の受付期限：令和5年11月8日 12時00分
- ③質問等の回答期限：令和5年11月8日 17時00分
- ④企画提案書の提出期限：令和5年11月10日 15時00分（必着）
- ⑤審査：令和5年11月13日～令和5年11月17日

（ヒアリングを実施する場合の日程は対象者に別途通知する）

- ⑥選考終了：令和5年11月17日
- ⑦契約締結：令和5年12月上旬頃
- ⑧契約期間：契約締結日から本学と契約予定者で合意した日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

※契約終了日については、契約予定者の企画提案書をもとに双方合意のもと決定することを想定しています。なお、現時点では、実施設計完了：令和6年9月、着工：令和7年4月、竣工：令和8年11月を想定しています。

11. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 当該事業のすべてを再委託はできない。
- (3) 当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任及び役割の分担を示し、かつ適切に遂行できる企業等を選択するものとし、あらかじめ本学の承諾を得ること。
- (4) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

受付番号※	
-------	--

筑波大学記入欄 (申請者記入不要)

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称 : _____

代表者職名 : _____

代表者氏名 : _____ 印

Sport Complex for Tomorrow 整備事業に係る施設運営計画資料作成及び事業開始に向けた実行支援業務について、当団体は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

なお、公募要領4.(9)の要件について、承諾いたしますことを申し添えます。

記

Sport Complex for Tomorrow 整備事業に係る施設運営計画資料作成業務
に関する企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	役 職 名		印又は 署名
	ふりがな		
	氏 名		
所 在 地	(〒 -)		

2. 添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ① 令和5年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書の写し ② 会社等組織の概要が分かる資料 ③ 公募要領4.(5)に示す実績を有することを証明する契約実績一覧表 ④ 企画提案書 (提案内容は仕様書を基に提案すること) ⑤ 実施体制図 (人員の配置を含む) ⑥ 工程表 ⑦ 一級建築士の資格を有している者が所属していることを証明する書類 ⑧ 概算見積書 (積算内訳を含む) ⑨ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふ り が な)	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 (内 線 番 号)	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 (団体所在地と異なる場合に記載)	

審査基準

(Sport Complex for Tomorrow整備事業に係る施設運営計画資料作成及び事業開始に向けた実行支援業務)

第1 目的

本取り扱いは、Sport Complex for Tomorrow整備事業に係る施設運営計画資料作成及び事業開始に向けた実行支援業務について、企画競争に参加する事業者（以下「参加者」という。）のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し、選定するための方法、基準等を示すことを目的とする。

第2 契約相手方の選定方法

1 選定方法の概要

契約相手方の選定に当たっては、Sport Complex for Tomorrow整備事業に係る施設運営計画資料作成及び事業開始に向けた実行支援業務に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書等の提出書類及び見積価格の審査を行い、総合的に評価して点数を算出し、合計点数が最も高いものを契約相手方とする。

2 審査の手順

審査は、資格審査（一次審査）と総合審査（二次審査）を実施する。

(1) 資格審査（一次審査）

資格審査では、参加者から提出された実績一覧表及び会社概要により、参加者の資格要件について審査を行い、本企画競争に参加できる有資格者であることを確認する。要件を備えていない場合は、失格とする。

(2) 総合審査（二次審査）

総合審査では、提案書類の審査及び見積書の確認を行い、審査結果は、本書に従って評価し、得点化する。

得点は、提案書類に記載された内容に対する提案内容審査（提案内容評価点100点満点）により算出するものとする。

得点（100点満点）＝提案内容評価点（65点満点）＋ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（5点満点）＋価格点（30点満点）

① 提案内容の評価方法

(ア) 審査項目及び点数配分は、【別表 提案内容審査項目】のとおりとする。

(イ) 提案内容審査では、各審査項目に対して、適正な価格を考慮しつつ、優れた提案かどうかを次の5段階で評価し、各項目の配点に評価係数を乗じたものを評価点とする。

【各審査項目の点数化基準】

評価区分	評価基準	評価係数
A	大変優れている。	1.00
B	優れている。	0.80
C	普通。	0.60
D	やや劣っている。	0.40
E	劣っている。	0.20

② 見積価格の評価方法

見積価格の評価については、配点（30点）に最安提案価格の当該提案価格に対する割合を乗じて算出する。（有効桁数は、小数点第1位とし、小数点第2位は、四捨五入する。）

$$\text{価格点} = (\text{最安提案価格} / \text{提案価格}) \times 30 \text{点}$$

3 契約相手方と次点契約相手方の選定

審査の結果、得点の合計が最も高い提案をした参加者を契約相手方として選定し、次に得点の合計が高い者を次点契約相手方として選定する。

【別表 提案内容審査項目】

審査項目		審査内容	配点
1	本業務についての基本的な考え方	・スポーツ複合施設の特異性を理解しつつ、持続可能な運営に十分配慮したうえで、具体的かつ有効な提案がされているか。	5
2	企業実績及び実施体制に関する評価（類似業務実績の評価）	・企業としての過去10年以内の類似業務の実績数 ・一級建築士の配置	5
3	施設運営計画書案の作成についての提案	・Sport Complex整備事業の計画を把握したうえで施設運営について予算内で対応可能かつ最適な施設の仕様等に係る提案・助言等をまとめた計画の提案ができることの説明がなされているか。	20
4	事業収支計画書案の作成についての提案	・Sport Complex施設運営等に必要な経費を見込んだうえで2061年までに建設費を返済できる事業収支計画を作成できることの説明がなされているか。	20
5	各事業の実行支援についての提案	・事業運営する委託先選定支援、事業開始に向けた各種調整・整備、設計業務受注者との調整等が出来ることの説明がなされているか。	10
6	その他追加提案	・業務を推進するうえで有効な許認可や資格の取得など特筆すべき事項はあるか。	5
7	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価	<p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし認定（※1）＝5点 ・えるぼし認定1段階目（※2）＝2点 ・えるぼし認定2段階目（※2）＝3点 ・えるぼし認定3段階目（※2）＝4点 ・行動計画策定済（※3）＝1点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん（※4）＝5点 ・トライくるみん（※5）＝3点 ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※6）＝3点 ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※7）＝3点 ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※8）＝2点 <p>○青少年の雇用躍進等のに関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定＝4点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p>	5
8	見積価格の評価	提案内容に対し妥当な経費が示されているか。	30
合計			100

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）による改正後の女性活躍推進法第12 条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第 9 条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 1 0 0 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4 次世代法第15条の 2 の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定に基づく認定新くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 9 年厚生労働省令第 3 1 号）による改正後の認定基準により認定）。

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第185号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成29年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定

仕様書

1. 業務名称

Sport Complex for Tomorrow 整備事業に係る施設運営計画資料作成及び事業開始に向けた実行支援業務

2. 本業務の目的

筑波大学(以下「本学」という。)では大学債の発行に伴う事業のひとつとして Sport Complex for Tomorrow (以下「Sport Complex」という。)整備事業を計画している。

本業務は、Sport Complex 整備に関する設計業務(別途公募済)と連携して、整備後の施設に関する持続可能な運営計画を作成することを目的とする。

3. 本施設整備の概要(想定)

(1) 計画地

茨城県つくば市天王台 1-1-1 (現本学合宿所及びハンドボールコート場 約 7,900 m²)

(2) 施設概要

障害者のスポーツ環境を整備するとともに、国内外から多様なアスリート・指導者を受け入れ、スポーツ科学に基づいた心技体の向上とスポーツによる教育を普及・浸透させる国際スポーツ拠点となる、スポーツ複合施設(宿泊研修棟及び体育館)

(3) 施設整備規模(令和5年5月25日現在)

現在の想定 宿泊研修棟 : 5階建て(収容定員 150人、ミーティングルーム、ケアルーム、事務室、清掃員控室、リネン室など)

体育館 : 2階建て(アリーナ(パラスポーツ施設含む)、倉庫(バックヤード含む)、更衣室、アスリートラボ、ミーティングルームなど)

※別途、契約を進めている「筑波大学 SPORT COMPLEX FOR TOMORROW 設計業務」締結後の検討状況により、規模に変更が生じた場合は、情報共有いたします。

4. 本業務の内容

以下については、本業務の概要を示すものであり、業務の実施に際し、発注者と本業務受注者(以下「受注者」という。)とで十分に打合せを行うこと。

(1) 施設運営計画書案の作成

Sport Complex 整備事業と本学スポーツ資源を活用した事業構想案を整理するとともに、具体的な事業内容を取りまとめ、事業収支計画書案の基礎となる情報を整理し、運営計画書案を作成する。

その際、Sport Complex 整備事業に関する設計業務受注者と連携しつつ、発注者に対して、持続可能な施設運営を前提とした Sport Complex 整備事業の予算内で対応可能かつ最適な施設の仕様等に係る提案・助言等を行うこと。

(2) 事業収支計画書案の作成

施設運営計画書案を踏まえ、2061年度までの事業収支計画を作成する。

(3) 各事業の実行支援

(1)(2)で作成した施設運営計画書案及び事業収支計画書案に基づき、各事業の実行支援を行う。主な業務として、事業運営する委託先選定支援、事業開始に向けた各種調整・整備、設計業務受注者との調整等を想定。

5. 本業務の履行期間

4(1)、(2)について・・・契約締結日から令和6年3月29日まで

4(3)について・・・契約締結日から本学と契約予定者で合意した日まで

6. 業務実施上の条件等

- (1) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分な連絡を行い、対応方針については、発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、発注者の現状や要求等を十分に理解の上、業務を遂行しなければならない。
- (4) 発注者は、受注者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (5) 受注者は、一級建築士の資格を有するものを本業務に従事させるものとする。

7. 成果品の提出

受注者は、本業務にて作成した資料、打合せ議事録等を成果品としてとりまとめ、発注者へ提出すること。

(1) 成果品

- ① 施設運営計画書案
- ② 事業収支計画書案
- ③ 各事業の実行支援内容についてまとめた資料

(2) 提出期限

- ①② 令和6年3月29日
- ③ 本学と契約予定者で合意した日まで

(3) 提出形式

- ① A4 判ファイル綴り (1部)
- ② 上記の電子データ

8. 支払い

請負代金は、4(1)・(2)及び4(3)の2回に分けて支払うものとし、それぞれ業務完了後、適正な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

9. その他

- (1) 成果品については、発注者が受注者の許諾を得ることなく、自由に使用できるものとする。
- (2) 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。